

赤磐市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（素案）に関するパブリックコメントに寄せられたご意見と市の考え方

意見募集期間 平成30年11月26日（月）～12月21日（金）

意見募集結果 38件（9名）

意見番号	該当部分・項目	いただいたご意見の内容（要旨）	市の考え方
1	第1条 （目的）	（目的）第1条にはこの条例の趣旨を明確にすべき。箕面市を参考に。「山なみ及び農地をはじめとするみどり豊かな自然景観の保全、森林伐採等による土砂災害の防止、良好な生活環境の保全並びに安全な生活の確保」。	本条例は、太陽光発電設備の設置及び管理が、「災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法」により行われ、これにより「市民の安全及び安心、地域社会との調和を図ること」を目的とするものです。様々な事象に対応することを想定し、ご意見のような趣旨なども含み包括的な表現としております。
2	第2条 （定義）	（5）近隣関係者には「反射光の影響を受ける対象者」も含むべきである。	設備の設置に伴う反射光の影響において、その生活環境を悪化させるものについては、国のガイドラインや民事上の権利保護等により適正に行われるべき事項であると考えます。なお、本条例においては、第4条の運用において、適正に行われるよう指導してまいります。
3	第3条 （市の責務）	第2項として「市は太陽光発電設備設置業者の財務状況、暴力団関係者との関係などの有無を調査し、適正な業者が事業を行うよう措置を講じなければならない。」を記載すべきである。	本条例は、太陽光発電設備の設置及び管理が、「災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法」により行われ、これにより「市民の安全及び安心、地域社会との調和を図ること」を目的とするものです。目的のために必要な調査や措置については、第9条の協議及び規則で運用してまいります。
4	第4条 （事業者の責務）	<p>… <u>良好な関係の保持に努めなければならない。</u></p> <p>… <u>整備するよう努めなければならない。</u></p> <p>… <u>管理を行うよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>… <u>良好な関係を保持しなければならない。</u></p> <p>… <u>整備しなければならない。</u></p> <p>… <u>管理を行わなければならない。</u></p>	太陽光発電設備の設置は国も推進しており、設備の設置自体を禁止する法律はないことから、本条例は許可制ではなく届出制とし、事業者の責務に関しても努力義務を課すことを採用しました。なお、本条例に定めることを実施しない事業者に対しては、第17条（指導、助言又は勧告）、第18条（公表）により指導等を行ってまいります。
5		第2項に「事業者は当該施設において不測の事態が発生した場合、それに関わる被災者に対し速やかに応分の補償をしなければならない。」を追加すべきである。 第15条第2項は削除し、第4条で記載すべき。	不測の事態が発生した場合については、本条例第15条第2項で「事業者は、発電事業により第三者へ被害が発生した場合には、適切かつ誠実な対応を行わなければならない」ことを定め、事業者の責務として運用していくことと考えております。

6	第5条 (市民の責務)	(市民の責務)でなく(市民の協力)である。	第5条の条文に「協力するよう」と定めていることから、ご意見のとおり「(市民の協力)」とします。
7		法的に責務とする根拠がないため「市民の責務」は「市民の協力」とすべきである。	
8	第6条 (適用範囲)	<p>… 発電出力20キロワット以上の太陽光発電設備… … 当該総発電出力が20キロワット以上となる… … 当該変更後の発電出力が20キロワット以上となる…</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>… 発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備… … 当該総発電出力が10キロワット以上となる… … 当該変更後の発電出力が10キロワット以上となる…</p>	<p>太陽光発電は、再生可能エネルギーの利用として、国も推進している事業であること、また一方で様々な問題が指摘される中、本条例に定めるような適切な設置及び管理を求める必要性から、一定基準を導き出すために20キロワット以上としています。</p> <p>市としましては、当初は50キロワット以上の発電出力のものを対象と考えていましたが、50キロワット未満の太陽光発電設備であっても住宅団地など生活環境への影響があることを考慮し、また、資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」における事業者名等の公表、標識掲示の義務付け基準に合わせ、20キロワット以上としました。</p>
9		住宅地では20キロワットでは対象から外れる施設が多く、協議の対象から外れることで、周囲の住民の要望をくみ上げることができないので「発電出力20キロワット以上」は「発電出力10キロワット以上」とすべきである。	
10		住宅地に拡散している野立てのソーラー設置が、隣接住民の生活環境を阻害している。第6条には「20キロワット以上」とあり、現状を勘案しているのかもしれないが、条例制定後には20キロワット以下での設置で条例の規制を逃れる恐れがある。「10キロワット以上」とすべきである。また第6条2で「50キロワット以上…限り適用」とあり、住宅地のソーラー設置への規制が緩い。発電量による規制枠を設けるべきではない。	
11		「建築物に設置する場合を除く」は建築物屋根上の電池パネルを想定しての規定で建築物を建てる際にもうすでに建築開発規制をクリアしているのもう十分だという趣旨と思うが、建築物の定義がなく、この条文で抜け穴はないのか。	
12	第7条 (抑制区域)	<p>「抑制区域は、規則で定める。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「抑制区域は、<u>審議会</u>で審議し、規則で定める。」</p>	抑制区域の範囲に変更がある場合などは、審議会で審議する案件になるものと想定しています。ご意見の内容は、規則等の運用において実施させていただきます。

13		「事業者に協力を求める」となっているが、もう少し強い文言にならないか。抑制＝禁止の意味ではないのか。	太陽光発電設備の設置は国も推進しており、設備の設置自体を禁止する法律はないことから、本条例は許可制ではなく届出制を採用しています。したがって、抑制区域においては「協力を求める」としております。
14		「抑制区域においては設置事業は行うことができない。」とすべきである。	
15	第8条 (設置事業の周知等)	<p>… 十分な理解を得るように努めなければならない。 … 説明会を開催するものとする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>… 十分な理解を得なければならない。 … 市職員の立ち会いの下で、説明会を開催するものとする。</p>	本条例は、太陽光発電設備の設置及び管理が、「災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法」により行われ、これにより「市民の安全及び安心、地域社会との調和を図ること」を目的とするものです。地区や近隣関係者に対する説明については、いつ、誰に、何をどのように、というように意見や要望の内容などを詳細に「説明報告書」により提出するよう規則で定めます。また、地区への説明において市の職員が説明会に立ち会うことは予定しておりませんが、生活環境に与える影響や問題点の把握については、事業者から事前協議、届出の段階で規則により必要書類の提出を求めています。
16		周辺住民に説明をして十分に理解を得られるように努めさえすればいいように読める。住民が反対した場合はどうなるのか、どう扱うのかを記載すべきである。	本条例は近隣関係者への事業の説明を規定しており、規則により近隣関係者への説明及び意見又は要望、回答などの近隣関係者への説明報告書の提出を求めることで状況の把握を行います。なお、理解が得られない等の場合には、審議会に諮るなど、運用において理解が得られるよう事業者に指導してまいります。
17		「十分な理解を得るように努めなければならない」とあるが、見切り発車（住民の十分な理解が得られないまま打ち切る）の余地が心配されるので、もう少し住民関係者の理解が得られた上でg oとなるような表現にならないか。いったんできると、10年、20年は設置されるものなので。	
18		第2項を「事業者は地区及び近隣関係者から周知事項について説明を求められたときは、市の職員の立ち会いのもと、説明会を開催するものとする。」とすべきである。	

19	第9条 (協議等)	<p>…説明を行った旨の報告書</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>…説明を行い、十分な理解を得た旨の報告書</p>	説明を行った内容の詳細については、規則により、事業者に対して必要書類の提出を求めることで、状況の把握を行ってまいります。
20		他法令の認可書類を添付する、とあるので本条例の手続きは手順として一番最後に行うものとなる。本条例は大した歯止めにならないような結果となるように思える。結局環境調査をさせるだけのこととなる。	第9条第2項第1号に定める「法令等による許可又は認可を受けている場合は、その内容を証明する書類の写し」とは、各種開発や農地転用などの許可等のことであり、適正な発電設備の設置等がなされるため、他法令の許可等の状況を確認してまいります。なお、許可等が行われていないものがあれば、指導等行ってまいります。
21		第2項第2号を「地区及び近隣関係者に対し、設置事業の内容等の説明を行った旨、関係者の総意に基づいた同意書」とすべきである。また同項第6号として「発電事業完了後の撤去、現状の回復について、見積書及び積立金の計画書」を追加すべきである。	地区及び近隣関係者に対し、設置事業の内容等の説明を行った旨は、規則によりそれぞれの説明報告書の中で事業者へ提出を求めることとします。また、説明会については、その議事録の写しなどの提出も検討します。 「発電事業完了後の撤去、現状の回復について、見積書及び積立金の計画書」については、規則の中に規定することを検討します。
22		岡山市阿部池のフロート式ソーラー及び瀬戸内市錦海塩田跡地のメガソーラー設置は希少野鳥（絶滅危惧種ⅡB）の生息を壊滅的に破壊した。湖水面へのフロート式ソーラーも含め、自然破壊を極力規制しなければならない。メガソーラーについては専門家による環境アセスメントの提出、審査を求め、公表されるべきである。	大規模な太陽光発電設備の設置については、環境影響に関する調査を規則で定めることとし、その旨の報告書を提出することとしています。公表については、現在のところは予定していません。
23	第10条 (協議内容の変更)	<p>…説明を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>…説明を行い、十分な理解を得なければならない。</p>	説明を行った内容の詳細については、規則により事業者に対し、必要書類の提出を求めていきます。
24		第2項を「事業者は前項本文の協議を行う前に地区及び近隣関係者に対して、変更しようとする内容等の説明を行い、関係者の総意に基づいた了承を得なければならない。」とすべきである。	地区及び近隣関係者に対し、設置事業の内容等の説明を行った旨は、規則によりそれぞれの説明報告書の中で事業者へ提出を求めていきます。また、説明会については、その議事録の写しなどの提出も検討します。
25	第14条 (発電事業終了後の適正な措置)	<p>…事業区域を現状に回復するよう努めるとともに、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>…事業区域を現状に回復するとともに、</p>	ご意見のとおり「災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護」の観点から、「回復するよう努めるとともに、」を「回復するとともに、」とします。
26		「原状に回復するよう努める」とあるが、原状回復は責務と思われるので、必ず行うこととならないか。	

27	第15条 (緊急時の措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡するように努めるとともに<u>とともに、</u> ・措置を講じるように努めなければならない。 ・対応を行うよう努めなければならない。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡するとともに、 ・措置を講じなければならない。 ・対応を行わなければならない。 	第三者への被害防止及び被害の拡大防止、被害への適正な対応を確保するという観点から、ご意見のとおり「連絡するよう努めるとともに、」を「連絡するとともに、」に、「講じるように努めなければならない。」を「講じなければならない。」に、「行うよう努めなければならない。」を「行わなければならない。」とします。
28		意見5のとおり、第2項を削除し第4条第2項に記載すべきである。	意見5に対する市の考え方のとおり、本条例第15条第2項で規定し、事業者の責務として運用していくことと考えております。
29	第19条 (審議会)	審議会を置く目的の表現が包括的で具体的でない。第三者委員会としてチェック機能をもつような内容にできないか。	審議会については、それぞれの諮問の内容に応じて、条例の目的を推進するため、有識者等による審議を想定しています。規則の中で可能な限り定め、運用に反映していきたいと考えています。
30	附則 第4項	素案では土地等の評価額となっているが、ため池の場合多くは中山間地域の山間部であり、評価額は最低価格が予想される。そのうえ1,000分の36という係数であれば、市の収入にとって過大な損失になります。市が提出した「全国自治体調査一覧表」によれば、平米当たり100円から200円まであり、決して現在の基準が高額とは言えません。市にとっての収益を放棄するのではなく、きちんと経営が成り立つ業者に事業を行ってもらうことが安全、安心からも重要です。したがって現在の200円/m ² で設定をするべきです。	本市の法定外公共物管理条例の占用料については、太陽光発電設備の設置など大規模かつ長期的な占用を想定していないため、条例施行に合わせ見直しを行うものです。行政財産使用料徴収条例の考え方に準拠し、適正に運用してまいります。
31	その他	この素案では許可制なのか届け制なのか曖昧。「市長は…許可する」「事業者は…許可を受ける」の文章を明記すべき。第7条、第14条、第15条で表現されている、「事業者に協力を求める」「原状回復に…努める」「講じる…努めなければならない」など強制力が弱い。明確な規制の文章を求める。	太陽光発電設備の設置は国も推進しており、設備の設置自体を禁止する法律はないことから、本条例は許可制ではなく届出制を採用しています。よって、第7条については、抑制区域においては「協力を求める」こととしております。第14条については、「災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護」の観点から原状回復を義務付けることとし、第三者への被害防止及び被害の拡大防止の観点から、措置を講じることを義務付けるものとします。

3 2	その他	<p>異常気象による豪雨は今後も予測しがたい。重要な保水機能をもつ山林などを伐採することは自然エネルギー普及の本来の趣旨に反する。極力避けなければならない。本年、砂川下流域で発生した堤防決壊による水害も、赤磐市の山林開発の影響が皆無とはいえない。過去の開発許可を受けた区域でも長期間放置された場合は許可を取り消すべきである。また、開発が避けられない場合、「住民、農地、公共施設など地域住民の生活に影響を及ぼす場所から100m以上の範囲で森林を残すか、あるいは植樹でソーラーを遮蔽しなければならない」とすべきである。</p>	<p>ご意見については、本条例において、第7条第1項第2号「自然災害の発生が危惧される」区域として、規則で定めるものについて、抑制区域としています。また、ご意見のような項目の確認については、規則において、「土地利用計画」等詳細資料の提出を事業者に求めています。なお、必要な書類等が提出されない場合は、指導等を行ってまいります。</p>
3 3	その他	<p>本条例は届け出制ではあるが、第一条（目的）のために（市の責務）第3条が「実施義務」となっているように、（事業者の責務）第4条も「努力目標」でなく、「実施義務」として明記すべきである。太陽光発電の固定価格買い取り制度は、10キロワット未満と以上で大きな区分がなされていることから勘案すると、本条例の適用は20キロワット以上でなく10キロワット以上とするべきである。本条例と施行規則はセットであり、両者を合わせて素案とするべきである。</p>	<p>太陽光発電設備の設置は国も推進しており、設備の設置自体を禁止する法律はないことから、本条例は許可制ではなく届出制を採用しています。また、国も推進している事業である一方で様々な問題が指摘される中、本条例に定めるような適切な設置及び管理を求める必要性から、一定基準を導き出すために本条例では適用範囲を20キロワット以上としています。市としましては、当初は50キロワット以上の発電出力のものを対象と考えていましたが、住宅団地など生活環境への影響が大きいことを考慮し、また、資源エネルギー庁の定める「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」における事業者名等の公表、標識掲示の義務付け基準に合わせ、20キロワット以上としました。なお、条例施行規則（素案）のパブリックコメントについては、今後、ご意見を参考とし検討させていただきます。</p>
3 4	その他	<p>太陽光発電は、気候変動対策、地球温暖化、CO2削減に有効なエネルギー源と思います。 地元地域の理解があれば推進すべきと考えます。 水上ソーラーについては、自然破壊も少なく、ため池の有効利用ができると思います。</p>	<p>太陽光発電設備の設置は国も推進しておりますが、ご意見のように、地区や近隣関係者への設置事業の内容、工事の施工方法及び安全対策などの説明が行われ、十分な理解が得られながら事業が進むべきものと考えております。条例の目的に則し、太陽光発電設備の適正な設置及び管理を推進してまいります。</p>
3 5	その他	<p>地元との管理業務等の契約書は、市の責任を免責するものになったり、地元が一方的に契約解除されるなど、誠実な事業遂行を求められる業者の対応にそぐわない内容にならないように市も契約時には立ち会いをすることが必要です。20年間という長期契約である以上、時の区長の一存による契約は倫理上なじまないもので、「認可地縁団体」となって、契約することが望ましい。</p>	<p>地区等が管理する市の土地等を太陽光発電設備の用に供するため貸付け等の際のご意見と伺います。地元等と事業者が締結する契約は当事者間のことであり、市が積極的に介入できるものではありません。ただし、地元等から契約内容について相談等があれば必要な範囲でお答えいたします。なお、法人格が無くとも団体として契約は締結することができ、代表者が変動しても契約の効力は変わ</p>

			らないものと理解しております。
36	その他 (概要版P1)	<p>太陽光発電を販売する会社に勤務していました。全量買取制度で一斉に普及した太陽光発電ですが、事業者はアパートオーナーや会社の経営者など一部の富裕層。自分達の利益の為だけに設置するケースばかりでした。銀行から借入ができる限り、どんどん設置していった人もいます。山が造成され、太陽光パネルが並んでいる姿は異様です。元々あった植物や生き物達を犠牲にしてまで設置するものとは思えません。一度破壊した自然は元通りになるのに何十年もかかります。また森林の伐採は土砂の流出も起こり得ます。以前、津山市の森林に見学に行ったことがありました。森林は適正な管理をしないと、山が荒れ、山は海まで繋がっているので海の環境も変わってしまうとの事でした。赤磐市は自然の多いとても住みやすい街です。一部の人の利益の為に環境が破壊され、景観が変わってしまう事は望んでいません。</p> <p>国の政策であっても行政にはそこに住む市民の意見を重視していただけるよう望みます。</p>	<p>太陽光発電設備の設置等事業は、国もその有用性により政策として推進しているところですが、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足等が大きな問題となってきていることから、赤磐市においてもその適正な設置及び管理を推進するため、事業者等の責務を明確化し近隣住民など関係者への説明や市の指導等に関することを定めることとしております。この条例の施行により、市民の安全、安心が確保され、市内における太陽光発電設備と地域社会との調和がより一層図られるよう市も努めてまいります。</p>
37	その他	<p>全般～網羅的知識はないので断片提言です。</p> <p>現在●●区の太陽光発電進出予定事業者(500kw以上)予定者は虚偽の言辞で区の了解を得ようとするもの、土木関連・樹木植物関連に関して無知なもの、訴訟をちらつかせるもの等の事業者であり、会社事業規模に対して通常の業種では考えられぬ程のレベルの低すぎる業者達で、対応に苦慮しております。このような業者の設備設置・運営は入り口を狭めて対応しないと、後日災害等の発生時に大変な後悔する事となります(性善説では判断ミスとなる。既存業種では優良企業で太陽光発電事業では異常な低レベルである事が現実)。又、林地開発許可基準や開発条例を通っても万能ではなく、逆に土砂災害等に関して全く安全性が担保されてないことも多い。</p> <p>従って、今回現在の開発条例よりも厳しい内容規定が必要です。</p>	<p>本条例は、太陽光発電設備の設置及び管理が、「災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保護に配慮した適正な方法」により行われ、これにより「市民の安全及び安心、地域社会との調和を図ること」を目的とするものです。目的のために必要な調査や措置については、第9条の協議及び規則で運用してまいります。また、太陽光発電設備の設置は国も推進しており、設備の設置自体を禁止する法律はないことから、本条例は許可制ではなく届出制を採用しています。</p> <p>したがって、ご意見の中の「●許可基準～施行規則に詳細記載」、「●許可の取り消し規定」、「欠格事由の規定」の記載などは現在のところ想定しておりません。</p> <p>「●区(印鑑)の同意、水利関係者(印)の同意規定」については、</p>

(確かに、憲法等で所有権や営業の自由との規定はあるが)。現在の開発条例では業者が強引に工事を開始した場合阻止しきれません。

そこで、許可制を採用することを提言します。改正29年FIT法、施行規則改正により施行規則5条1項14号等の文言に「関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること」を認定基準に取り込んだので、事業者は赤磐市の条例の遵守が求められるので、今回の条例制定は内容によってより有効性が確保できます。

以下ランダムに必要な事項を述べる。

- 許可基準～施行規則に詳細記載
- 許可の取り消し規定
- 欠格事由の規定
- 区(印鑑)の同意、水利関係者(印)の同意規定
- 設置事業者のみならず運営事業者(設置事業者が転売等で運営事業者が変わる場合もあるので)の責務等の規定
- 計画の概要が決まる前で認定前の事前伐採は通路等の最低限の範囲であることの規定(関係者との協議了解の後)
- 許可区域：市全域又は素案抑制区域と同一。

素案要請区域の(2)：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜崩壊危険区域、保安林、砂防地、等。

当然(1)(3)(4)

素案に反対な訳ではありません。

指導、助言、勧告、公表等で実効性が担保されるでしょうし評価します。ただし7条の「協力を求める」の事業者の対応の実効性が不確かです。市側の運用対応の強さ次第でしょうが。

抑制区域にため池・ため池周辺を規定：政府機関から連続して20～30年以内に震度5弱～5強とうの地震発生の警告が出されており、地震によるため池の被災・決壊が予測される。ため池決壊による下方太陽光発電設備の崩壊と被害の甚大化。ため池上流又は周辺の太陽光設備の崩壊によるため池の損傷・被災・決壊による災害の可能性があり、特に地震による被害はため池周辺が極めて大と想定される。従って太陽光施設の設置にはより詳細で綿密分析を必要とする。よって準抑制区域としてもため池付近規定を設ける。

地区及び近隣関係者に対し、設置事業の内容等の説明を行った旨を規則によりそれぞれの説明報告書の中で事業者に提出を求めることとします。また、説明会については、その議事録の写しなどの提出も検討します。

「●設置事業者のみならず運営事業者(設置事業者が転売等で運営事業者が変わる場合もあるので)の責務等の規定」については、本条例第2条第2号において、事業者の定義を「設置事業の権利を有するもの」としていることから転売等が行われた場合でもその責務も当該転売先に承継されるものと考えます。

「●計画の概要が決まる前で認定前の事前伐採は通路等の最低限の範囲であることの規定(関係者との協議了解の後)」については、本条例や規則の運用において、協議していきます。

「●許可区域：市全域又は素案抑制区域と同一。素案要請区域の(2)：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜崩壊危険区域、保安林、砂防地、等。当然(1)(3)(4)」については、保安林など他の法令に規制等があるものについては、その規定によりますが、防災上の観点からその安全性の確保について、本条例及び規則により指導等行っていきます。

ため池付近については、抑制区域の指定は考えておりませんが、防災上の観点から状況や必要に応じ、規則において、「土地利用計画」等詳細資料の提出を事業者に求めることとし、事前協議の中で十分に審査を行うこととします。

●市としましてもFIT法における資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に準拠し、赤磐市の状況に合わせながら、条例の目的に則し、太陽光発電設備の適正な設置及び管理を推進してまいります。

		<p>●現在, 開発条例では 1000 平米未満の太陽光開発は規制外です。現在 50kw 未満で 49.5kw 規模(当然 1000 平米未満)の物件で土砂災害警戒区域等で設置の例があり、この規模は規制がかからず野放しです。山間地、斜面の地盤が崩れかけの例もあり極めて危険で認定すべきではありません。地震が来たら必ず災害が起きます。従って 20kw 以上 50kw 未満でも素案 8 条から 12 条、17 条 2 項から第 3 項までの規定はかからないが、第 7 条が適用され「協力を求める」で認可されない可能性大なら OK。</p> <p>●以上 FIT 法、FIT 施行規則、事業計画ガイド、等および関係法例に則った形で赤磐市独自の状況を加味して制定されることを望みます。</p>	
38	その他	<p>以下の通り、反映願います。</p> <p>第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、太陽光発電設備の設置及びその運用、管理に関して、優れた自然と美しい風景を有する市の地域環境に応じた必要事項を定めることにより、災害の防止、自然環境、生活環境の保全及び景観保全並びに発電設備の安全性の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「措置法」という。)第 2 条第 3 項の再生可能エネルギー発電設備であって、同条第 4 項第 1 号の太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。</p> <p>(2) 設置 発電設備を土地に定着する行為(関連する木竹の伐採、盛土、切土等の土地の造成等の準備行為を含む。)をいう。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。いただきましたご意見は、文章構成上、個別の条文の比較が困難なため、一概に市の考え方をお示しすることができませんがご了承下さい。ご意見の内容は本条例の運用において、参考とさせていただきます。</p>

	<p>(3) 発電事業 発電設備を設置, 運転する事業をいう。</p> <p>(4) 事業者 発電設備を用いて発電事業をするために措置法9条第1項の規定による認定の申請(以下「事業計画の認定申請」という。)をしようとし, 若しくはこれをした者, 又は同条第3項により経済産業大臣が認定をした者(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)附則第4条ないし第6条により認定を受けたとみなされる場合を含む。以下「事業計画の認定済み」という。)をいう。</p> <p>(5) 事業地・・・(素案)の事業区域内容どおりで良い。</p> <p>(6) 近隣住民 事業地に隣接する土地(水路又は道路を挟む隣接地を含む。)を所有し, 若しくは当該土地上に家屋を所有し, 若しくは居住する者(法人を含む。)又は事業地の外周線から50メートル以内の範囲にある家屋に居住する者(法人を含む。)をいう。</p> <p>(7) 当該行政区 事業地が所在する行政区及びその行政区が発電設備の設置についてその行政区と同様の利害関係を有すると認められた行政区をいう。</p> <p>(8) 当該行政区住民 当該行政区内に土地を所有し, 又は当該土地上に家屋を所有し, 若しくは居住する者(法人を含む。)をいう。</p> <p>(9) 地域住民 近隣住民, 当該行政区住民及び発電設備によりその生活環境等に影響を受ける者をいう。</p> <p>(適用)</p> <p>第3条 この条例は, 発電設備の発電出力が10キロワット以上の発電事業(当該発電設備を建築物に設置する場合は除く。)に適用するものとする。ただし, 発電出力が10キロワット未満の場合も, 第6条第1項ないし第5項, 第7条及び第19条の規定は適用す</p>	
--	---	--

	<p>る。</p> <p>2 この条例における発電出力の適用については、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる事業者により、発電設備が一体的に設置されるものと認められる場合、又は既に発電設備の設置に係る工事が完了している土地の近接地において実質的に同一と認める事業者により新たな発電設備が一体的に設置されているものと認められる場合は、これらの発電設備の発電出力を合算するものとする。</p> <p>第2章 事業者の法令等の遵守義務と事業内容等の届出 (法令の遵守義務等)</p> <p>第4条 事業者は、太陽光発電設備の設置に係る法令並びに県及び市の条例、規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 この条例の第3章に規定する各条項についてその適用がない事業者も、当該各条項が規定する事項を遵守するように努めなければならない。</p> <p>3 太陽光発電設備の設置に係る景観保全については、この条例のほか景観美化条例（平成17年条例）の定めるところによる。</p> <p>(届出書)</p> <p>第5条 事業者は、事業計画の認定申請をする前に、第1号様式に定めた事業者の発電事業に係る企画立案及び土地開発・発電設備の設計等についての届出事項を記載した届出書Aを市長に届け出、かつその写しを近隣住民及び当該行政区の区長に配布しなければならない。市長は、届出があった場合、直ちにその内容を公開しなければならない（市のウェブサイトに掲載する等の方法によるものとする。以下同じ。）。</p> <p>2 事業者は、発電設備の運転の開始後30日以内に、第2号様式に定めた事業者の発電事業に係る土地開発・発電設備の施工等につ</p>	
--	--	--

いての届出事項を記載した届出書Bを市長に届け出、かつその写しを近隣住民及び当該行政区の区長に配布しなければならない。市長は、届出があった場合、直ちにその内容を公開しなければならない。

3 事業者は、発電設備の運転を開始した年の翌年から毎年1回、第3号様式に定めた事業者の発電事業に係る通常時の発電設備の運用・管理等についての届出事項を記載した届出書Cを市長に届け出なければならない。市長は、届出があった場合、遅滞なくその内容を公開しなければならない。

4 事業者は、第9条第2項ないし第5項、第10条又は第20条に該当するときは、速やかに第4号様式に定めた届出事項を記載した届出書Dを市長に届け出なければならない。市長は、届出があった場合、直ちにその内容を公開しなければならない。

5 事業者は、届出書Cを届け出る最初の機会に、併せてそれまでに届け出る義務のなかった届出書A及びBの届出事項を記載した書面（以下「届出事項記載書」という。）を市に提出しなければならない。ただし既に届出事項記載書を提出済みの場合は、この限りではない。市長は届出書Cの内容を公開する際に、併せて提出された届出事項記載書の内容を公開しなければならない。

6 事業者は届出書や届出事項記載書その他この条例に基づいて市長に提出する文書に、虚偽の事項を記載してはならない

第3章 事業者が遵守すべき事項

（発電事業の企画立案と土地開発・発電設備の設計等）

第6条 事業計画の認定申請をしようとする事業者（以下この条において「当該事業者」という。）は、防災、環境保全及び景観保全に支障のない適切な土地を選定し、開発計画の策定・設計をしなければならない。当該事業者は、当該土地及び周辺地域の環境が、前段に適合するか否かを、事前に調査しなければならない。

2 当該事業者は、前項前段に適合しないと認められる次の各号に

	<p>該当する土地に発電設備を設置してはならない。</p> <p>(1) 土砂災害その他自然災害が発生する恐れがある傾斜地その他の土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域を含む。）</p> <p>(2) 貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有している地域に所在する土地（自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域を含む。）</p> <p>(3) 学術上重要な文化財が存在し、又は埋蔵されており、文化財を中心とした歴史的又は郷土的特色を有している地域にある土地</p> <p>(4) 地域を象徴する優れた景観として良好な状態が保たれている地域にある土地</p> <p>(5) 自然と融和した環境を保ち、地域における農林業の健全な発展を図る上で貴重な資源と認められる土地</p> <p>(6) 主要な眺望点や主要な道路からの眺望景観を著しく害することになる土地</p> <p>(7) 住民の利用する水源等に悪影響を与えるおそれのある土地</p> <p>(8) その他、災害の防止、自然環境、生活環境の保全及び景観保全に支障があると認められる土地</p> <p>3 当該事業者は、土地開発の設計をする場合、別表第1の当該土地の形状や形質等によって想定される事態について、同表が規定する適切な措置、対応を講じて設計しなければならない。</p> <p>4 当該事業者は、発電設備の設計をする場合、次の各号に適合するものとしなければならない。</p>	
--	--	--

		<p>(1) 発電設備の稼働音等が周辺の住民や周辺環境に影響を与えないこと。</p> <p>(2) 発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないこと。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害さないこと。</p> <p>(4) 柵塀等の設置によって事業地に隣接する土地や道路から発電設備がおおむね視認できないこと（傾斜地の場合は、可能な限り視認できないようにすること）。</p> <p>(5) その他、災害の防止、生活環境・自然環境の保全及び景観保全に支障のないこと。</p> <p>5 当該事業者は、第三者が容易に発電設備に触れることができず、かつ発電設備の保守点検及び管理の際に必要な作業並びに消防活動に支障がないようにするために、柵塀等から発電設備まで十分な間隔を保ち、かつ発電設備相互の間隔を適切に保って配置するように設計しなければならない。</p> <p>6 当該事業者は、発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を確保するため、当該費用について定期的な積立て等の計画的な調達手段を講じなければならない。</p> <p>(土地開発・発電設備の施工等)</p> <p>第7条 事業計画の認定済みの事業者（以下この条において「当該事業者」という。）は、防災、環境保全及び景観保全に支障がないように土地開発の施工を行わなければならない。施工時に、事業地が第6条第2項各号に該当することが判明した場合は、適切な措置を講じない限り、施工を継続してはならない。</p>	
--	--	---	--

2 当該事業者は、土地開発・発電設備の施工に当たって、周辺の住民の生活や安全を損なうことのないように、工事の日時、騒音や振動の抑制方法、周辺地域の道路や土地の使用方法、資材や廃棄物等の適切な処理方法、周辺の住民の安全確保策等（以下「工事内容」という。）について、当該工事の施工前に、当該行政区と協定を締結するように努めなければならない。工事内容について協定が締結できない場合、当該事業者は工事内容等を市長に届け出て、これについてあらかじめ市長の同意を得なければならない。また当該事業者は、これらの工事の委託先が工事内容等を適切に処理しなかった場合、自らの責任で処理しなければならない。

3 当該事業者は、発電設備の設置に当たって、発電設備の稼働音等が周辺の住民や周辺環境に影響を与えないこと、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないこと、かつ太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することがないことを確保するため、適切な措置を講じなければならない。

4 当該事業者は、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、これを事業終了時まで適切な方法で管理、保存しなければならない。当該事業者は、市長から第15条第2項に基づいてその提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

（通常時の発電設備の運用・管理）

第8条 発電設備の運転を開始した事業者（以下この条及び次条において「当該事業者」という。）は、発電設備の安全性や発電事業の防災、環境保全及び景観保全に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを、随時確認しなければならない。

2 当該事業者は、発電事業の防災、環境保全及び景観保全に関して計画策定段階では予期しなかった問題が生じた場合、直ちに適切な対策を講じると共に、速やかに近隣住民及び当該行政区の区長に

	<p>対して、その説明を行わなければならない。</p> <p>3 当該事業者は、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等により、発電設備の周辺の住民の生活に影響がないように、発電設備を管理しなければならない。</p> <p>4 当該事業者は、発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施する場合は、周辺の住民や周辺環境に影響が及ぶことがないようにこれを実施しなければならない。</p> <p>5 当該事業者は、事業地内に第三者の侵入があった場合にこれを確認できる措置を講じなければならない。</p> <p>（非常時の発電設備の運用・管理）</p> <p>第9条 当該事業者は、発電設備に異常を来すような落雷・洪水・暴風・豪雪等の自然災害の発生が予想される場合、事前に事業地及び発電設備の点検を行わなければならない。</p> <p>2 当該事業者は、発電設備に異常が生じた場合、事業地外に影響が及ばないよう適切に対応しなければならない。</p> <p>3 当該事業者は、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等の自然災害により、発電設備の破損や第三者へ被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電設備の運転状況を確認した上、可能な限り速やかに事業地に赴き、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないか否かを確認しなければならない。</p> <p>4 当該事業者は、発電設備の異常若しくは破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合、速やかにその旨を市長並びに近隣住民及び当該行政区の区長に連絡し、かつ被害防止及びその拡大防止のための措置を講じなければならない。</p>	
--	---	--

5 当該事業者は、水害や震災等によって被害を受けた設備の点検、撤去を行う場合、広く用いられているガイドライン等に準拠する等の適切な方法で行わなければならない。

(発電事業の終了)

第10条 当該事業者が発電事業を終了しようとするときは、終了の60日前までに、第5条第4項により、終了後の発電設備の撤去方法並びにその撤去・処分費用の調達・支払方法を明示して市に届け出なければならない。

2 当該事業者は、発電事業の終了後、発電設備を撤去するまでの間、感電防止等の安全性確保のため、第三者がみだりに発電設備に近づかないような適切な措置を講じなければならない。

第4章 説明会の開催と住民との協定等

(計画の周知等)

第11条 発電事業の計画を策定しようとする事業者(以下この章において「当該事業者」という。)は、速やかに法令、条例等により遵守すべき事項や必要な手続等を市に確認し、かつ近隣住民や当該行政区住民にその計画の概要を広報し、周知に努めなければならない。

(地域住民への説明会の開催)

第12条 当該事業者は、計画している発電事業の概要、防災、環境保全及び景観保全の対策、予定する工事内容、その他当該事業に関連する事項並びに市長に届け出た届出書Aの内容(以下「説明会における説明事項」という。)を地域住民に説明するための説明会を開催しなければならない。

2 当該事業者は、地域住民の出席ができるだけ容易である日時、場所を選択して説明会を開催しなければならない。開催する日は、届出書Aが当該行政区の区長に配布されてから少なくとも30日を経過した後で、当該行政区の区長にその日時を告知してから15日を経過した後でなければならない。

		<p>3 当該事業者は、説明会において、説明会における説明事項を説明した上、出席した地域住民の意見を十分に聴き、その質問に誠実に回答しなければならない。</p> <p>4 当該事業者は、説明会の開催後、届出書Aについてその内容を変更した書面（以下「変更後書面」という。）を市長に提出することができる。市長は、提出があった場合、直ちにその内容を公開しなければならない。</p> <p>（協定）</p> <p>第13条 当該事業者が発電事業の計画を遂行しようとするときは、説明会やその他の機会における地域住民等の意見を聴き、当該行政区と、発電設備の設置、運用・管理に関する協定を締結するように努めなければならない。</p> <p>2 前項の協定には、防災、環境保全及び景観保全に関する事項その他法令、条例等に定められた事項等について、当該事業者と当該行政区が合意した内容（事業地の場所や防災対策、水源の保護、発電設備の規模・構造・配置・運転時の安全確保策、柵塀等の設置とその構造・修景、工事内容等、災害時の対応、事業終了時発電設備の撤去とその費用の調達方法、廃棄物の処理等）を規定するほか、発電事業が譲渡された場合に承継する事業者が当該協定を履行すべき地位を承継すること等について、規定するものとする。</p> <p>3 当該事業者は、締結した協定の内容を遵守しなければならない。</p> <p>4 当該事業者は、協定を締結した場合、その協定の内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>（意見書の提出）</p> <p>第14条 当該事業者は、市長に対し、開催した説明会の概要並びに当該事業者がした説明会における説明事項に対する出席した地</p>	
--	--	---	--

域住民の意見（法令、条例に適合するか否かに限られない。）及びこれに対する当該事業者の見解を書面に記載して提出しなければならない（以下「事業者意見書」という。）。市長は事業者意見書が提出されたときは、直ちにこれを公開しなければならない。当該事業者は、当該行政区と協定について協議中は、その提出を留保することができる。

2 事業者は、届出書BないしDについても、これに対する当該事業者の見解を記載した事業者意見書を提出することができる。市長は事業者意見書が提出されたときは、直ちにこれを公開しなければならない。

3 地域住民は、市長に対し、説明会の概要並びに当該事業者の説明会における説明事項及びこれに対する当該地域住民の意見（法令、条例に適合するか否かに限られない。変更後書面に対する意見も含む。）を書面に記載して提出することができる（以下「住民意見書」という。）。

4 地域住民は、届出書BないしDについても、これに対する当該地域住民の意見を記載した住民意見書を提出することができる。

第5章 届出書の審査と通知

（届出書の内容の審査と結果の通知）

第15条 市長は、事業者から届出書AないしDが届け出られたときは、次の各号に従い、当該届出書に記載された事業者の事業内容等（以下「事業内容等」という。）がこの条例の各条項に適合するか否かについて、事業者意見書及び住民意見書並びに次項の調査結果を勘案して審査し、その結果を通知しなければならない。また住民意見書が提出されているときは、その意見の要旨を掲記しこれについての判断も記載しなければならない。

（1）届出書A（変更後書面も含む。）については、事業者意見書の提出後60日以内に（ただし次項による調査等をする場合は、こ

れを30日延期することができる。以下、同じ。)、
その結果を事業者及び当該行政区の区長に対して通知すること。

(2) 届出書Bについては、届出書Bの届出後60日以内に、その結果を事業者及び当該行政区の区長に対して通知すること。

(3) 届出書Cについては、住民意見書が提出された場合に限り審査し、提出後60日以内に、その結果を事業者及び当該行政区の区長並びに住民意見書を提出した者に対して通知すること。

(4) 届出書Dについては、住民意見書が提出された場合に限り審査し、提出後60日以内に、その結果を事業者及び当該行政区の区長並びに住民意見書を提出した者に対して通知すること。

2 市長は、前項、第16条第2項又は第17条に該当し、その他審査のために必要があるときは、事業者に報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に事業地に立ち入らせて発電事業に関する事項について調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。事業者は、これに協力しなければならない。

3 前項の立入調査をする市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合、これを提示しなければならない。

4 届出書、届出事項記載書、意見書その他この条例が規定する文書を提出するときは、その内容を疎明する資料を添付して提出することができる。ただし、偽造又は虚偽の内容の資料を提出してはならない。

5 事業者と当該行政区が、第13条第2項により協定を締結した場合は、協定を締結した事項については、特段の事情がない限り、この条例に適合していると認めるものとする。

6 市長は、本条による通知並びに第16条及び第17条による通

知をしたときは、直ちにこれを公開しなければならない。

(適合しない場合の措置等を経ての審査と結果の通知)

第16条 市長は前条第1項各号の場合において、事業者の事業内容等がこの条例の各条項に適合しない旨を通知するときは、その理由を附記し、併せてこれを適合させるために必要な措置等についての指導及び助言をすることができる。

2 事業者が、前項の指導及び助言に従い、あるいは独自に、事業内容等がこの条例の各条項に適合させるために必要な措置等を講じた場合は、通知があった日から90日以内に（ただし事業者は、必要な措置等の進捗状況に応じこの期限の延期を申請することができる。）、その内容を市長に書面で報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告の内容や第15条第2項による調査結果を勘案し、事業者の講じた措置等によって事業者の事業内容等がこの条例の各条項に適合することになったか否かを審査し、事業者の前項の報告後60日以内に、その結果を事業者及び当該行政区の区長に対して通知しなければならない。

(再審査と結果の通知)

第17条 事業者又は当該行政区の区長若しくは近隣住民若しくは住民意見書を提出した者は、事業者の事業内容等がこの条例に適合するか否かについての市長の通知が事業者及び当該行政区の区長に到達した日から15日以内に、市長に対し、その理由を記載した書面を提出して再審査を申し出ることができる。市長はその理由を勘案し、申出後15日以内に（ただし、近隣住民又は住民意見書を提出した者から5件を超える申出があったときは、これらすべてを審査するのに必要な通常の

期間内に）当該申出を認めるか否かを審査し、その結果及び再審査の申出に理由があると認めるときは当該判断に至った理由を記載し、事業者及び当該行政区の区長に対して通知しなければならない

い。

(公表等)

第18条 事業者は、届出書Aに係る事業内容等がこの条例に適合するとの市長の通知結果が確定しない限り、発電設備の施工に着手してはならない。

2 市長は、事業者の事業内容等が前3条の手続によってこの条例に適合しないと認めるとき、又は事業者がこの条例による手続を履行せず、若しくはこれに違反したと認めるときは、その内容を公表し、かつこれを経済産業大臣に通知しなければならない。

第6章 雑則

(住民等の要請による説明会)

第19条 事業者は、第12条による説明会のほか、市、当該行政区又は近隣住民からその事業内容に関する説明会を開催する旨の要請があったときは、本条による説明会を開催しなければならない。当該説明会において事業者は、届出書又は届出事項記載書の内容、その他当該事業に関連する事項について、地域住民に説明し、出席した地域住民の質問に答えなければならない。

2 事業者は、前項の要請があった場合は、各届出書又は届出事項記載書に関して、少なくて1回は、本条による説明会を開催しなければならない。

3 本条の説明会について事業者は、地域住民の出席ができるだけ容易である日時、場所を選択して説明会を開催しなければならない。開催する日は、前項の要請があった日から45日以内で、当該要請者に告知する日から15日を経過した後でなければならない。

(変更)

第20条 事業者が、措置法第10条第1項による変更又は同第2項による軽微な変更をしようとするときは、この条例の第5条第4

	<p>項により、次の事項を届け出なければならない。</p> <p>(1) 実施しようとする変更ないし軽微な変更の内容</p> <p>(2) 当該変更によって事業者の事業内容等がこの条例の各条項に適合しなくなるおそれの有無。またそのおそれがある場合は、適合させるために必要な措置等</p> <p>2 事業者は、措置法第10条第3項の場合は変更後の内容を市に届け出なければならない。</p> <p>(市の責務と委任)</p> <p>第21条 市は、本条例が適切に施行されるように、当該行政区の区長と近隣住民等との間の本条例の実施に係る意思疎通や意思形成が円滑に行われ、かつこれらの者と事業者との接触、交渉等が円滑に行われる環境を整えなければならない。また市は、この条例が規定するその役割を迅速かつ適正に遂行しなければならない。</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成 年 月 日(以下「施行日」という。)において、事業計画の認定申請済み(施行日から30日以内に認定申請をした場合を含む。)の事業者については、第6条(第6項を除く。)及び第7条並びにこれらに基づく手続に関わる条項を適用しない。ただし、施行日に発電設備の施工に着手していない事業者については、第7条第2項ないし第4項についてはこの限りではない。この場合事業者は、施行日後直ちに、届出書Aに係る届出事項記載書を市に提出し、かつ近隣住民及び当該行政区の区長に配布しなければならない。</p>	
--	---	--

い。

3 施行日後に発電設備の運転を開始した事業者は、運転開始後30日以内に、届出書A及びBに係る届出事項記載書を市に提出し、かつ近隣住民及び当該行政区の区長に配布しなければならない。

4 市長は、事業者が前2項によって提出した届出事項記載書を直ちに公開しなければならない。

別表第1（第6条第3項関係）

想定される事態	措置, 対応
盛土, 切土面の保護が必要な場合	擁壁, 石張り, 吹付, 法枠, 法面排水などの対策
切土, 盛土をする場合	地下水によりがけ崩れ, 土砂の流出のおそれがあるときは, 地下水を排出する排水施設の設置。土砂の流出による地域の水源の水の濁りの防止措置
がけ地の地域に設置する場合	がけ肩からの離隔, がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策
湧き水がある場合	地下排水管の設置など適切な措置
地下浸透水や湧水を上水など生活に利用している場合	水質の悪化や水量の低下を生じない措置。開発の回避
地盤が軟弱な場合	地盤改良, 擁壁。区域外での隆起, 沈下が生じないように土置換, 水抜き等の措置
降雨等により土砂の流出や山腹崩壊等の山地災害のおそれがある場合	開発の回避。擁壁など適切な措置
集中豪雨	降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修,

	調整池等の設置)
動植物について重要種の生育・生息が確認される場合	必要に応じた移植等。開発の回避
その他	架台下への適切な敷材の使用

様式第1号（第5条第1項関係）

届出書A

年 月 日

※市長

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

※市太陽光発電設備に関する条例第5条第1項の規定により、次のおり届け出ます。

番号	届出事項	記載欄 (不足するときは別紙に記載すること)
1	事業者の氏名又は名称（法人の場合は、その代表者の氏名も含む。）及び住所	
2	事業者が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名	
3	事業地の所在、面積、範囲	

			(地図を添付すること), 発電設備の概要及び事業地・発電設備の施工, 稼働の予定時期を記載すること		
		4	事業地を利用できる権利(予定を含む。)を記載すること		
		5	事業地及び周辺地域の環境について調査することを規定している関係法令及び条例(本条例を除く。)を列記し, これらに基づいて実施した調査の内容及びその結果を記載すること		
		6	発電設備を設置して発電事業を行う上で必要な, 関係法令(措置法を除く。)及び条例(本条例を除く。)が規定する措置や手続を列記し, その履行状況(予定を含む。)を記載すること(事業計画策定ガイドライン第1節1②, 第2節1①, 同2①, 同3①参照)		
		7	事業地や周辺地域の状況に応じた防災, 環境保全及び景観保全に支障のない適切な土地を選定し, 開発計画の策定・設計をした内容(予定を含む。)を具体的に記載すること		
		8	本条例第6条第1項後段に基づいて行った土地及び周		

			辺地域の環境について調査の方法、内容及びその結果を記載すること	
		9	事業地が本条例第6条第2項各号にそれぞれ該当していないとする事業者の見解の理由、根拠を記載すること	
		10	事業計画策定ガイドライン第2節2①後段（該当する場合のみ）、同②の履行状況（予定を含む。）を記載すること	
		11	土地開発の設計に当たって、本条例別表第1の当該土地の形状や形質等によって想定される事態について、同表が規定する適切な措置、対応を講じて設計した事項を記載すること	
		12	発電設備の設計に当たって、本条例第6条第4項各号を考慮して行った事項（予定を含む。）を具体的に記載すること（柵塀等の構造、高さ、修景も記載すること）	

13	<p>発電設備の保守点検及び管理の際に必要な作業並びに消防活動に支障がないように、柵塀等か</p> <p>ら発電設備まで十分な間隔を保ち、かつ発電設備相互の間隔を適切に保って配置するように設計をした事項（予定を含む。）を具体的に記載すること（発電設備の配置、柵塀等から発電設備までの間隔、発電設備相互の間隔の数値も記載すること）</p>	
14	<p>発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を確保するための、当該費用の定期的な積立て等の計画的な調達手段（予定を含む。）を記載すること</p>	
15	<p>予定している工事の日時、騒音や振動の抑制方法、周辺地域の道路や土地の使用法、資材や廃棄物等の適切な処理方法、周辺の住民の安全確保策を記載すること</p>	

様式第2号（第5条2項関係）
届出書B
年 月 日
※市長

住所
氏名
電話番号
メールアドレス

※市太陽光発電設備に関する条例第5条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

番号	届出事項	記載欄 (不足するときは別紙に記載すること)
1	届出書Aを提出したときに予定として届け出た各事項について、それぞれ実際に実施した内容を記載すること	
2	土地開発及び発電設備の施工を委託した場合の、受託事業者の氏名、所属等、及び事業計画策定ガイドライン第2節3①後段の履行状況を記載すること	
3	土地開発の施工について、防災、環境保全及び景観保全に支障がないようにするために実施した事項を具体的に記載すること	
4	土地開発・発電設備の施工に当たって、周辺の住民の生活や安全を損なうことのないようにするために実施した事項を具体的に記載すること	
5	発電設備の施工時に、事業	

			<p>地が第6条第2項各号に該当することが判明した場合にとつた措置を記載すること</p>	
		6	<p>土地開発及び発電設備の施工に当たって、行政区と協定を締結した場合はその内容及び工事の施工状況（市長の同意を得た場合を含む。）を記載すること</p>	
		7	<p>発電設備の施工が事業計画策定ガイドライン第2節3③ないし⑤に適合しているか否かを記載すること</p>	
		8	<p>発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成したか否か、及びその管理・保存方法を記載すること</p>	
		9	<p>発電設備の稼働音等が周辺の住民や周辺環境に影響を与えないこと、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないこと、太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することがないことを確保するために講じた適切な措置を記載すること（周辺の住民からの苦情及びこれに対する対応を</p>	

	含む。)	
10	発電設備の施工について、事業計画策定ガイドライン第2節4②ないし⑥に適合しているか否か（発電出力について本条例第3条第2項に従っているかを含む。）を記載すること	
11	策定した保守点検及び維持管理計画及びこれを実施する体制の内容（予定を含む。）並びにその策定、構築に当たって準拠したガイドライン等を記載すること	
12	発電設備の運用・管理の方法（予定を含む。）が事業計画策定ガイドライン第3節1①ないし③に適合しているか否かを記載すること	
13	発電設備に事故発生、運転停止等の事態が発生したときの対応方針及びこれを実施できる体制（予定を含む。）を記載すること	
14	保守点検及び維持管理計画を保管する体制を記載すること	

様式第3号（第5条第3項関係）
届出書C

年 月 日

※市長

住所
氏名
電話番号
メールアドレス

※市太陽光発電設備に関する条例第5条第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

番号	届出事項	記載欄 (不足するときは別紙に記載すること)
1	届出書A, Bに記載した事項に変更があれば記載すること	
2	発電設備の運用・管理の方法が事業計画策定ガイドライン第3節1①ないし③, 同2(1)③に適合しているか否かを記載すること	
3	発電設備に事故発生, 運転停止等の事態が発生した時の対応方針及びこれを実施できる体制を記載すること	
4	発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合にとる体制について記載すること	
5	策定した保守点検及び維持管理計画及びこれを実	

			<p>施する体制の内容並びにその策定，構築に当たって準拠したガイドライン等を記載すること</p>	
		6	<p>発電設備について実施した保守点検及び維持管理の内容についての記録を記載（提出）すること</p>	
		7	<p>発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を周辺の住民や周辺地域の環境に影響が及ぶことがないように実施したか否かにつき，その作業内容及び結果を記載すること（周辺の住民からの苦情とそれへの対応も含む。）</p>	
		8	<p>発電設備の安全性や発電事業の防災や設備の安全，環境保全及び景観保全に関する対策が，計画どおり適切に実施されているかを，随時確認したか否か及びその結果を記載すること</p>	
		9	<p>発電事業の防災，環境保全及び景観保全に関して計画策定段階では予期しなかった問題が生じた場合，直ちに適切な対策を講じると共に，速やかに近隣住民及び当該行政区の区長に</p>	

	対して、その説明を行なったか否かを記載すること	
10	事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等により、発電設備の周辺の住民の生活に影響がないように管理しているか否かを具体的に記載すること	
11	第三者の侵入があった場合に、これを確認できるような措置を講じているか否かを記載すること	
12	発電設備に異常を来すような落雷・洪水・暴風・豪雪等の自然災害の発生が予想された場合に、事前に事業地及び発電設備の点検を行ったか否かを記載すること	

様式第4号（第5条第4項等関係）
届出書D

年 月 日

※市長

住所
氏名
電話番号
メールアドレス

※市太陽光発電設備に関する条例第5条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

※届け出る事項が番号1ないし5の届出事項上段のどの場合に該当するかについて番号をチェックし、下段の届出事項について記載欄に記載して下さい。

番号	届出事項	記載欄 (不足するときは別紙に記載すること)
1	<p>落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等の自然災害により発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合（本条例第9条3項）</p> <p>直ちに発電設備の運転状況を確認した上で、可能な限り速やかに事業地に赴き、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認したか否か、及び確認した具体的な内容を記載すること</p>	
2	<p>発電設備に異常が生じた場合（本条例第9条第2項等）</p> <p>①速やかに現場の状況を確認し、適切な措置を講じたか否か ②事業地外への影響が及ばないよう適切に対応したか ③太陽光発電設備及び周辺電気設備に十分な知見がある者が点検を行ったか否か（行った者の氏名、</p>	

			<p>所属, 資格) を記載すること</p>	
		3	<p>発電設備の異常又は破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 (本条例第9条第4項)</p> <p>速やかにその旨を市長並びに近隣住民及び当該行政区の区長に, かつ被害防止及びその拡大防止のための措置を講じたか否かを記載すること</p>	
		4	<p>水害や震災によって被害を受けた設備の点検・撤去を行う場合 (本条例第9条第5項)</p> <p>広く用いられているガイドライン等に準拠して適切に行なったか否かを記載すること</p>	
		5	<p>発電事業終了の場合 (本条例第10条等)</p> <p>①終了後の発電設備の撤去・処分の時期, 方法及びその費用の調達方法 ②事業終了後の発電設備の撤去等について行政区と締結した合意, 及びその他の合意がある場合</p>	

		<p>は、その内容及びその履行状況（予定を含む。）</p> <p>③第三者がみだりに発電設備に近づかないようにするためにとっている（予定を含む。）適切な措置</p> <p>④事業計画策定ガイドライン第4節2①，同③ないし⑤の履行状況（予定を含む。）</p> <p>をそれぞれ記載すること</p>		
		<p>6 措置法第10条による変更又は軽微な変更をしようとするとき（本条例第20条）</p> <p>①実施しようとする変更ないし軽微な変更の内容</p> <p>②当該変更によって事業者の事業内容等がこの条例の各条項に適合しなくなるおそれの有無。またそのおそれがある場合は、適合させるために必要な措置等</p> <p>③措置法第10条第3項による場合の内容</p> <p>をそれぞれ記載すること</p>		